

第十九回国会 衆議院 通商産業委員会 議録 第三十一号

昭和二十九年四月六日(火曜日)

午後二時七分開議

出席委員

- 委員長 大西 禎夫君
- 理事 小平 久雄君 理事 中村 幸八君
- 理事 福田 一君 理事 山手 満男君
- 理事 永井 勝次郎君 理事 加藤 鏡造君
- 小金 義照君 始関 伊平君
- 田中 龍夫君 土倉 宗明君
- 馬場 元治君 笹本 一雄君
- 長谷川 四郎君 加藤 清三君
- 齋木 重一君

- 出席國務大臣 愛知 揆一君
- 出席府政委員 古池 信三君
- 通商産業政務次官 岩武 照彦君
- 通商産業事務官 (大臣官房長) 松尾 泰一郎君
- 通商産業事務官 (通商局長) 吉岡 千代三君
- 通商産業事務官 (通商局長) 川上 爲治君
- 通商産業事務官 (通商局長) 岡本 貞良君
- 農林事務官 (蚕糸局長) 谷崎 明君
- 専門員 越田 清七君
- 専門員 越田 清七君

委員外の出席者

農林事務官(蚕糸局長) 岡本 貞良君

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

四月二日 地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第三号)

同月五日 航空機製造法の一部を改正する法律

第一類第十一号 通商産業委員会議録第三十一号 昭和二十九年四月六日

案(内閣提出第一三八号) 同月三日

九州電力株式会社(電力料金値上げ)反対に關する請願(瀬戸山三男君紹介)(第四二〇〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第三号)

航空機製造法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)

石油及び可燃性天然ガス資源開採法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)

石油資源探査促進臨時措置法案(内閣提出第九九号)

繊維に關する件

○大西委員長 これにより會議を開きます。

まず去る二日付託されました地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件を議題とし、その提案理由の説明を求めます。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)第二十二條の規定に基き、鹿兒島県鹿兒島市に新たに神戸繊維製品検査所鹿兒島出張所を設置する必要を生じたので、その設置に關し地方自治法第五十六條第六項の規定により国会の承認を求め。

○古池政府委員 神戸繊維製品検査所鹿兒島出張所増設に關する提案の理由を御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第五十六條第六項の規定に基きまして、繊維製品検査所の出張所設置に關し、国会の御承認をお願いするものであります。

繊維製品検査所は、輸出絹織物の検査を実施する目的で設けられており、現在京都府外七箇所に本所を、東京外二十三箇所に支所および出張所を設置してあります。現在鹿兒島地方には検査所の設置をなすため、同地方における輸出絹織物の検査表示は、すべて神戸繊維製品検査所福岡支所から出張して行っており、

福岡市と鹿兒島市とは相當の距離にあり、また、往々検査表示の円滑、迅速を欠く場合が生じ、しばしば鹿兒島県並びに關係業界から検査所設置の要望を受けている次第であります。

鹿兒島地方における検査高を見ますと、昨年一月は三千五百ヤード、六月は七千五百六十六ヤード、十一月には六万六千七百五十五ヤードとなり、月を追つて急激に増加して参つて

あります。ところが、出張して検査表示を行う場合の申請者は、検査手数料のほかに受託出張規則に基いて、その都度出張職員の旅費を負担することになつております。これがため、輸出品原価の高騰を招き、業界に多大の迷惑をおかけしてありますので、鹿兒島市に出張所を設置しようとするものであります。

なおこの増設については、人員ならびに経費の増加を必要としないのであり、現行予算の範圍内で検査表示の能率的運営をはかり、品質の改善と海外における声譽の向上に資するものであるから、何とぞ御審議の上、御承認をお願い申し上げます。

○大西委員長 次に昨日付託せられた航空機製造法の一部を改正する法律案を議題とし、その提案理由の説明を求めます。古池政務次官。

航空機製造法の一部を改正する法律案

航空機製造法(昭和二十七年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

航空機製造事業法

目次中「製造等の事業(第三條―第五條)」を「事業(第二條の二―第五條)」に、「第十七條」を「第十條の二」に、「第二十二條」を

「第二十一條の二」に改める。

第一條を次のように改める。

(目的)

第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の事業の事業活動を調整することによつて、國民經濟の健全な運行に寄与するとともに、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の方法を規律することによつて、その生産技術の向上を図ることを目的とする。

第二條第一項を次のように改める。

この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することが出来る飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機械器具をいう。

第三條に次の一項を加える。

3 この法律において「特定機器」とは、左に掲げる物をいう。

一 前項第一号及び第二号に掲げる航空機用機器

二 前項第三号に掲げる航空機も機器であつて、政令で定めるもの

「第二章 製造等の事業」を「第二章 事業」に改める。

第二章中第三條の前に次の十二條を加える。

(事業の許可)

第二條の二 航空機(通商産業省令で定める滑空機を除く。第十七條

「第二十一條の二」に改める。

第一條を次のように改める。

(目的)

第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の事業の事業活動を調整することによつて、國民經濟の健全な運行に寄与するとともに、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の方法を規律することによつて、その生産技術の向上を図ることを目的とする。

第二條第一項を次のように改める。

この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することが出来る飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機械器具をいう。

第三條に次の一項を加える。

3 この法律において「特定機器」とは、左に掲げる物をいう。

一 前項第一号及び第二号に掲げる航空機用機器

二 前項第三号に掲げる航空機も機器であつて、政令で定めるもの

「第二章 製造等の事業」を「第二章 事業」に改める。

第二章中第三條の前に次の十二條を加える。

(事業の許可)

第二條の二 航空機(通商産業省令で定める滑空機を除く。第十七條

「第二十一條の二」に改める。

第一條を次のように改める。

(目的)

第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の事業の事業活動を調整することによつて、國民經濟の健全な運行に寄与するとともに、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の方法を規律することによつて、その生産技術の向上を図ることを目的とする。

第二條第一項を次のように改める。

この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することが出来る飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機械器具をいう。

第三條に次の一項を加える。

3 この法律において「特定機器」とは、左に掲げる物をいう。

一 前項第一号及び第二号に掲げる航空機用機器

二 前項第三号に掲げる航空機も機器であつて、政令で定めるもの

「第二章 製造等の事業」を「第二章 事業」に改める。

第二章中第三條の前に次の十二條を加える。

(事業の許可)

第二條の二 航空機(通商産業省令で定める滑空機を除く。第十七條

「第二十一條の二」に改める。

第一條を次のように改める。

(目的)

第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の事業の事業活動を調整することによつて、國民經濟の健全な運行に寄与するとともに、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の方法を規律することによつて、その生産技術の向上を図ることを目的とする。

第二條第一項を次のように改める。

この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することが出来る飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機械器具をいう。

第三條に次の一項を加える。

3 この法律において「特定機器」とは、左に掲げる物をいう。

一 前項第一号及び第二号に掲げる航空機用機器

二 前項第三号に掲げる航空機も機器であつて、政令で定めるもの

「第二章 製造等の事業」を「第二章 事業」に改める。

第二章中第三條の前に次の十二條を加える。

(事業の許可)

第二條の二 航空機(通商産業省令で定める滑空機を除く。第十七條

「第二十一條の二」に改める。

第一條を次のように改める。

(目的)

第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の事業の事業活動を調整することによつて、國民經濟の健全な運行に寄与するとともに、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の方法を規律することによつて、その生産技術の向上を図ることを目的とする。

第二條第一項を次のように改める。

この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することが出来る飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機械器具をいう。

第三條に次の一項を加える。

3 この法律において「特定機器」とは、左に掲げる物をいう。

一 前項第一号及び第二号に掲げる航空機用機器

二 前項第三号に掲げる航空機も機器であつて、政令で定めるもの

「第二章 製造等の事業」を「第二章 事業」に改める。

第二章中第三條の前に次の十二條を加える。

(事業の許可)

第二條の二 航空機(通商産業省令で定める滑空機を除く。第十七條

「第二十一條の二」に改める。

第一條を次のように改める。

(目的)

第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の事業の事業活動を調整することによつて、國民經濟の健全な運行に寄与するとともに、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の方法を規律することによつて、その生産技術の向上を図ることを目的とする。

第二條第一項を次のように改める。

この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することが出来る飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機械器具をいう。

第三條に次の一項を加える。

3 この法律において「特定機器」とは、左に掲げる物をいう。

一 前項第一号及び第二号に掲げる航空機用機器

二 前項第三号に掲げる航空機も機器であつて、政令で定めるもの

「第二章 製造等の事業」を「第二章 事業」に改める。

第二章中第三條の前に次の十二條を加える。

(事業の許可)

第二條の二 航空機(通商産業省令で定める滑空機を除く。第十七條

第一項を除き、以下同じ。）又は特定機器の製造又は修理（改造を含む、通商産業省令で定める軽微な修理並びに航空運送事業者又は航空機使用事業者の自家修理及びこれに準ずるものを除く。以下同じ。）の事業を行おうとする者は、通商産業省令で定める航空機又は特定機器の製造又は修理の事業の区分に従い、工場ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第二條の三 前條の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所
- 二 事業の区分
- 三 前号の事業の用に供する特定設備（航空機又は特定機器の製造又は修理のための設備であつて、前條の通商産業省令で定める区分に応じて通商産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）の種類及び能力別の数
- 四 工場の所在地

2 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（許可の欠格事由）

第二條の四 左の各号の一に該当する者は、第二條の二の許可を受けることができない。

- 一 この法律の規定に違反して一年以上の懲役の刑に処せられ、

その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二條の十三第三項の規定により第二條の二の許可を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

（許可の基準等）

第二條の五 通商産業大臣は、第二條の二の許可の申請が左の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 当該事業の用に供する特定設備が通商産業省令で定める生産技術上の基準に適合すること。
- 二 その許可をすることによつて当該航空機又は特定機器の製造又は修理の能力が著しく過大にならないこと。
- 三 その事業を適断に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

2 通商産業大臣は、武器を装備し、又はとう載する構造を有する航空機の製造又は修理の事業については、あらかじめ、防衛庁長官の意見をきかなければならない。

（許可証）

第二條の六 通商産業大臣は、第二條の二の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 許可の年月日及び許可の番号
- 二 氏名又は名称及び住所

三 事業の区分

四 前号の事業の用に供する特定設備の種類及び能力別の数

（承継）

第二條の七 第二條の二の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）については、相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（事業の区分の変更）

第二條の八 許可事業者は、第二條の六第二項第三号の事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

但し、その変更が二以上の事業の区分に係る許可事業者の一部の区分の事業の廃止であるときは、この限りでない。

（許可の取消等）

第二條の九 許可事業者は、当該事業の用に供する特定設備を第二條の五第一項第一号の生産技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 通商産業大臣は、当該事業の用に供する特定設備が第二條の五第一項第一号の生産技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可事業者に対し、その生産技術上の

の基準に適合するように当該特定設備を修理し、又は改造すべきことを命ずることができる。

第二條の十 許可事業者は、当該事業の用に供する特定設備を新設し、増設し、又は改造しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

（工場の移転）

第二條の十一 許可事業者は、第二條の六第二項第五号の事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第二條の五第一項第一号の規定は、前項の許可に準用する。

（許可の失効）

第二條の十二 許可事業者がその事業を廃止したときは、許可は、その効力を失う。

2 第二條の十三 通商産業大臣は、許可事業者が正当な事由がないのに、一年以上にその事業を開始せず、又は一年以上引き続きその事業を休止したときは、第二條の二の許可を取り消すことができる。

（届出事業者の設備）

第三條の二 前条第一項の届出書を提出した者（以下「届出事業者」という。）であつて、特定機器以外の航空機機器の製造又は修理の事業を行うものは、特定機器以外の航空機機器の製造又は修理のための設備で、その製造又は修理の事業の種類ごとに通商産業省令で定めるものであつて、当該事業の用に供するものを通商産業省令で定める生産技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 第二條の九第二項、第二條の十第一項又は第二條の十一第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けなければならないとき。

三 第十六條の二第一項の条件に違反したとき。

四 不正な手段により第二條の二の許可を受けたとき。

第三條を次のように改める。

第三條 第二條の二の通商産業省令で定める航空機又は特定機器以外の航空機機器の製造又は修理の事業を行おうとする者は、工場ごとに、左に掲げる事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

（届出事業者の設備）

第三條の二 前条第一項の届出書を提出した者（以下「届出事業者」という。）であつて、特定機器以外の航空機機器の製造又は修理の事業を行うものは、特定機器以外の航空機機器の製造又は修理のための設備で、その製造又は修理の事業の種類ごとに通商産業省令で定めるものであつて、当該事業の用に供するものを通商産業省令で定める生産技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 第二條の九第二項の規定は、前項の設備に準用する。

第四條及び第五條を次のように改

めなければならない事項を許可を受け

ないでしたとき。

三 第十六條の二第一項の条件に違反したとき。

四 不正な手段により第二條の二の許可を受けたとき。

第三條を次のように改める。

第三條 第二條の二の通商産業省令で定める航空機又は特定機器以外の航空機機器の製造又は修理の事業を行おうとする者は、工場ごとに、左に掲げる事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

める。

(氏名等の変更)

第四条 許可事業者は、第二条の六第二項第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

2 届出事業者は、第三条第一項の届出書に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(事業の廃止の届出)

第五条 許可事業者又は届出事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(製造の方法)

第六条 航空機の製造に係る許可事業者は、通商産業大臣の認可を受けた製造の方法によるものでなければ、航空機の製造をしてはならない。但し、試験的に製造をする場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請に係る製造の方法が通商産業省令で定める生産技術上の基準に適合すると認めるときは、同項の認可をしななければならない。

第七条 通商産業大臣は、航空機の製造に係る許可事業者が前条第一項の認可を受けた方法によらないで航空機の製造をしていると認めるときは、許可事業者に対し、その認可を受けた方法によつてその製造をすべきことを命ずることが

できる。但し、同項但書に規定する場合、この限りでない。

第八条 第一項中「航空機の製造をする者」を「航空機の製造に係る許可事業者」に改め、同条第二項中「第六条第一項の検査に合格し、又は同条第三項の承認を受けた製造設備等」を「第六条第一項の認可を受けた製造の方法」に改め、同条第四項中「航空機を製造した者」を「許可事業者」に改める。

第九条を次のように改める。
(修理の方法)

第九条 航空機の修理に係る許可事業者は、通商産業大臣の認可を受けた修理の方法によるものでなければ、航空機の修理をしてはならない。但し、試験的に修理をする場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 第六条第二項及び第七条の規定は、航空機の修理の方法に準用する。

第十条 第一項中「航空機について通商産業省令で定める修理をする者」を「航空機の修理に係る許可事業者」に改め、同条第二項中「航空機の修理(前項の通商産業省令で定めるものを除く。)をする者」を「航空機の修理に係る許可事業者」に改める。

第十一条を次のように改める。
(製造の方法)

第十一条 航空機用機器の製造に係る許可事業者又は届出事業者は、

通商産業大臣の認可を受けた製造の方法によるものでなければ、航空機用機器の製造をしてはならない。但し、試験的に製造をする場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 第六条第二項及び第七条の規定は、航空機用機器の製造の方法に準用する。

第十二条 第一項を次のように改める。
航空機用機器の製造に係る許可事業者又は届出事業者は、その製造に係る航空機用機器について通商産業大臣の製造証明を受けなければならぬ。但し、前条第一項但書に規定する場合は、この限りでない。

第十三条及び第十四条を次のように改める。
(使用の制限)

第十三条 許可事業者又は届出事業者は、製造証明のない航空機用機器(輸入されたものを除く。)を航空機の製造又は修理(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第十七条第一項の予備品証明を受けた装備品を用いてするものを除く。)に用いてはならない。但し、試験的に用いる場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

(修理の方法)

第十四条 航空機用機器の修理に係る許可事業者又は届出事業者は、通商産業大臣の認可を受けた修理の方法によるものでなければ、航空機用機器の修理をしてはならない。但し、継続的な修理を目的と

しない場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 第六条第二項及び第七条の規定は、航空機用機器の修理の方法に準用する。

第十五条 第二項中「又は確認」を「製造若しくは修理の方法の認可、確認又は製造証明」に改める。第六章中第十七条の前に次の二条を加える。
(許可等の条件)

第十六条の二 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができぬ。

2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、且つ、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(罰則)

第十六条の三 この法律の規定は、第十八条及び第七章の規定を除き、罰に適用があるものとする。この場合において、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替へるものとする。

又これを併料する。
一 第二条の二の許可を受けないで航空機又は特定機器の製造又は修理の事業を行つた者
二 第二条の十三第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者

第二十二條及び第二十三條を次のように改める。
第二十二條 左の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条の八第一項の規定に違反して第二条の六第二項第三号の事項を変更した者
二 第二条の九第二項(第三条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
三 第二条の十第一項の許可を受けないで特定設備を新設し、増設し、又は改造した者
四 第二条の十一第一項の許可を受けないで第二条の六第二項第五号の事項を変更した者

第二十三條 左の各号の一に該當する者は、六月以下の懲役若しくは五萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第七条(第九条第二項、第十条第二項及び第十四条第二項)において準用する場合を含む。

二 第八条第四項(第十条第三項及び第十二条第三項)において準用する場合を含む。の規定に違反して航空機又は航空機用機器を引き渡した者

第二十一條の二 左の各号の一に該當する者は、三年以下の懲役若しくは三十萬圓以下の罰金に処し、

三 第十三条の規定に違反して製造証明のない航空機用機器を航空機の製造又は修理に用いた者
第二十四条中第二号を削り、第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一 第二条の七第二項、第四条又は第五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第二十五条を次のように改める。

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

別表中「検査又は同条第三項の承認」を「認可」に、「検査又は同条第二項において准用する第六条第三項の承認」を「認可」に改める。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める。

2 この法律の施行の際現に航空機又は特定機器の製造又は修理の事業を行つてゐる者であつて、改正前の第三条第一項の届出書を通商産業大臣に提出してゐるものは、第二条の二の許可を受けなくても、この法律の施行の日から起算して六十日を限り、許可事業者とみなす。これらの者がその期間内に同条の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、また同様とする。

3 改正前の第三条第一項の規定に

より提出された届出書は、改正後の同項の規定により提出された届出書とみなす。

4 この法律の施行の際現に附則第二項の規定により許可事業者とみなされる者がその事業の用に供している特定設備であつて、改正前の第六条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十四条第一項の検査に合格してゐるものは、第二条の二の許可を受けた特定設備とみなす。

5 この法律の施行の際現に改正前の第六条第一項若しくは第十一条第一項の検査に合格してゐる製造の方法又は第九条第一項若しくは第十四条第一項の検査に合格してゐる修理の方法は、それぞれ、改正後の第六条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十四条第一項の認可を受けたものとみなす。

6 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第三十五号を次のように改める。
三十五 航空機又は航空機用機器の製造又は修理の事業を許可すること。

七 航空機又は航空機用機器の製造又は修理の事業の許可に關すること。
7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○古池政府委員 たいま議題となり

ました航空機製造法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を申し上げます。

現行航空機製造法が施行せられましてから約二年を経過しましたが、この間、航空機工業は、修理事業から再開せられ、最近に至つて生産需要もようやく見られるに至りました。しかしながら、この反面新規企業の設立が相当多くもくもまれておりますが、需要の僅少な現状において企業の濫立を来すことは、単に航空機工業の健全な発達を阻害するばかりでなく、過剰投資の弊を生み、国民経済の健全な運行を妨げるおそれがあります。しかるに現行法は、検査に主眼をおいた技術的立法でありまして、このような事態に対処するためには、新たに事業法としての諸規定を整備する必要があるにまで至りましたので、ここに航空機製造法の一部を改正する法律案を提案いたしました次第であります。

この法律案のおもな改正点は、航空機の製造または修理の事業について、現行法の届出制を改めて許可制とし、技術の優秀性と経営の健全性を基調とした事業分野の確立をはかるため、事業の開始は許可を要することとしたのであります。許可制の適用を受けるものは、航空機、原動機、プロペラ、回転機等航空機製造事業の主体をなすとともに、事業の調整を行う必要が特に大きいものに限定し、初級滑空機等については現行法通り届出制をとることとしたのであります。なお、この許可制に関連して航空機製造事業者等が行う事業の区分の変更、特定製造設備の新増設、工場の移転についても許可制をとるほか、事業の承継、許可

の条件、国に対する適用の規定を追加する等所要の条文整理を行うこととしたしました。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことを切望いたします次第であります。

○大西委員長 次に石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案及び石油資源探査促進臨時措置法案を一括して議題といたします。両案に対する質疑の通告がありますのでこれを許します。中崎君。

○中崎委員 私審議の中途でもよつと遅れたりしたので、どの程度の質疑応答がされておるかよくわかりませんが、あるいは重複になる点もあるかも知れませんが、この点をお含みおき願います。

まず石油に關する問題であります。が、外貨の事情等によりまして、昭和二十九年度における石油の国内における消費の現況がされなければならぬといふふうな事態に立ち至つておるのではないかと想像しておるのであります。大体において本年度における石油の供給予定は輸入を含めて約九百万キロリットルをやや上まつておる程度であるといふふうに承知しておるのであります。政府において実際における予定計画の消費見込みの数量は、あるいは千二百万キロリットルを越えるのではないかと、いふふうに予定されておるところを外貨の事情等によつて九百万キロリットルをやや越えた程度に予測しておるのではないかと、いふふうに考へておるのですが、その石油の需給、状況について二十九年度の見通しをひとつ明らかに説明を願いたいと

考えます。○川上政府委員 業界等におきましては、二十九年度の石油の需要は少くとも千百万キロリットル程度は必要ではないかといふようなことを言われておるのでありますが、私の方でもこの需給関係の見通しはなかく、むずかしいので、

はたしてどの程度伸びるかという点につきましてはつきりした数字がなかなかつかめないのですが、今おつしやいますより千二百万キロリットル、そこまでは行かないんじゃないかといふふうにおわれ、は考へていたので、が、本年度の外貨の關係から、一處特に重油の方が圧縮を受けておりました、その他の方面におきましては昨年の実績よりもある程度多いといふふうな考へております。そこで揮発油につきましては、昨年の実績が大体二百十五万キロリットル程度でありましたが、今回の外貨予算の關係からは二百三十七万キロリットル程度は供給ができるんじゃないかといふふうに考へております。それから燈油につきましては、昨年の実績が四十四万キロリットルでありましたが、大体五十万程度は本年の外貨予算の關係からは確保できるんじゃないかといふふうに考へております。それから軽油につきましては、昨年の実績が六十四万キロリットル程度でありましたが、これまた昨年よりはふえまして七十万程度は供給できるんじゃないかといふふうに考へております。それから重油につきましては、これはこの委員会におきましても先般いろいろ決議をされたわけでありまして、大体私どもの方としましては昨年並み、すなわち五百三十七万

キロリットル程度、こらいうふうには現在ふんでおります。総計いたしまして、大抵昨年は揮発油、燈油、軽油、重油、これを合せて八百六十万キロリットル程度でありましたが、本年度におきましては八百九十四万キロリットル程度というふうに考えておりますので、これ以外にもろろ潤滑油その他が若干あるわけでございます。従いまして今申し上げましたように、揮発油、燈油、軽油につきましては、昨年よりもある程度需要をオーバース、また供給力もオーバースと考えておりますけれども、重油につきましては、この委員会の決議等も考え、また特に石炭企業、それからまた従来の外貨の伸びが特に重油について非常に多くなっております。関係等から考えまして、五百三十七万キロリットルで押えるわけでありませうけれども、これにつきましては大抵自然な姿にそのまゝにしておいた場合におきましては六百方を越えるんじゃないかというふうに考えますので、この五百三十七万というところで押えるということにしますれば、ある程度消費規定しなければいけないんじゃないかというふうに考えております。

○中崎委員 つけ加えてお尋ねするのですが、潤滑油についてもわれわれは重大な関心を持っておるのであります。潤滑油に対する需給の見直しをひとつこの際伺いたい。

○川上政府委員 実はこの潤滑油の数字は今日持つて参つておりませんが、潤滑油につきましては、その需給が不足になるようなことはないように考えております。これは数量的に若干たくさんありませぬ。

○中崎委員 重油についての消費規定は、ある程度やむを得ないというふうな考えられておるようでありませんが、さて今までに相当重油についての消費規定として、いわゆる行政指導といひますか、そういうふうなやられておる面があるではないかと考えております。たとえ今日まで重油を使うように指導して来られて、いろ／＼な設備なんかもそういう方向に向けられておる。ところが今度は逆に、こらした石油の採掘事情等を考慮して、重油を使うというのを抑制して来られておるのではないかと、具体的などういふふうな規定について今日までやつて来られたか、そして今後どういふ方法によつて消費規定をやつて行つて、しかも需給の円滑を期するといひますか、経済界に大きな不安と動揺を来すことなく、それをいかにうまく調整して行く具体的な策を持つておるかを、ひとつお示し願いたいと思ひます。

○川上政府委員 一般工場等につきましての重油の抑制の措置につきましては、まだ直接やつてはおりませんが、これは先般大臣からもお話し申し上げましたように、五百三十七万キロリットルというところにありますと、どういふも必要な部分に對しては確保の措置を講じなければならぬと同時に、不必要なところにつきましては、これは抑制しなければならぬというふうな考えでおりますが、大まかかところを申し上げますと、農水産関係につきましては、これはどうしても代用品がききませんので、何とかして確保しなければならぬというふうに考えておられます。確保の方法につきましては、現在い

ろいろな方法を研究しております。日本その方法につきましては、各方面に對して通知することになるかと思ふのでありますけれども、これは全国に散在しております特約店、それからまた元売り業者、こらした方面に對して責任を持たせまして、農村あるいは漁村関係あるいは船舶関係の重油につきましては、一定の数量が確保されるように、そしてまた地方におきまして、価格の問題とかあるいは配給の問題があらましたときは、各県別に苦情処理機関というものを設けたというふうな苦情処理機関を通して、そういう苦情処理機関を通して、配給が円滑に行われるようにしたいと考えております。なおこまかい方法につきましては、先ほど申し上げましたように、いろ／＼検討いたしておられますので、それができたら、お知らせすることができると思ふのであります。

それから、農水産関係、これはこの前の委員におきましても決議されたように、これはなるべく早く行政的な指導によりまして、販売業者がそのした不要の方面に對して、配給することを抑制したいというふうに考えておられます。それから一般の工場につきましては、重油の専焼設備、それから混焼設備、この両方の設備を持つておると思ふのですが、専焼設備につきましては、私どもの方としては極力確保するように、行政指導によりまして配給をやりたいと考えておりますし、それから併用設備につきましては、一面におきましては石炭の値段を下げると同時に、そういう方面にお

ては、石油の購入をなるべく減らして行くように、行政指導したいというふうに考えております。それから混焼設備につきましては、たとえば宇部炭でありますとか、あるいは比較的品位の低い炭を使つておられます関係から、こらした方面に對しては、やはりある程度石油を混用することによつて非常な効率を上げておられますので、こらした方面に對しては、極力確保するような措置を私どもの方としてほつて参りたいと思ふのであります。そういう方法につきましては、現在工場別にどういふところで専焼設備を持ち、あるいは併用設備を持つておるか、そういう点についていろ／＼検討いたしておられますが、何よりも漁村関係とか農村関係において、この際その確保の方決を早くやらなくちやいかぬというので、私どもの方としてはそつちの方から先に手をつけて、確保の方法を講じて行きたいというふうに考えております。

○中崎委員 農水産用のものは、規定を考へるといふようなことですが、これは一応納得できると思ふのでありますが、実際に不足している物資に對しては、価格の面で、たとえ僅少けれども値が上がるのは当然であります。しかもその値段は、足りない程度がひきければますます／＼ひどく値段が上つて来る。これに對して適正な価格といひますか、そういうものの目標、水準がなくては、いかに価格の面を調整して行かれないか。そしてまた価格に、これは限度があるのではありませんか。それにもかかわらず実際に不足している場合、なかなか手に入れないという場合にお

いて、食糧増産等に大きな支障もあるわけでありませんが、結局において行政指導とか、あるいは果別に、最終段階において苦情処理機関を設けるといふようなことを言われるのであります。自由主義の上に立つて、そういうこらした重要な物資であつて、しかも物資が少いというふうな問題が、もろ現実起つて来たときに、なか／＼これは抑え切れぬだらうというふうな考えののであります。これについて一休最後のこらういふ方策を持つておられるか。しほいは、価格の標準を示して、これがマル公価格であるか、あるいは協定価格であるか、それは別として、何らかのこらした一定の価格の基準を設けて、そののを越えないうような、そういう方策までとられようとする川意があるのか、この点をひとつお聞きしておきます。

○川上政府委員 法的な統制ではなくて、やはり自主的なやり方で行きますと、価格の協定ということも現在認められておられますので、私どもの方としては、そういうような場合にございましては、一定の、この程度が適正な価格である、あるいは基準価格である、という、価格の指示はやりたいというふうな考えでおります。すなわち農水産関係等につきまして、非常に値段が上つて困るといふようなことのないように、そういう標準的な、適正な価格をもつて配給するように、またどれくらいが適正ではないかというふうな指示は、極力したいというふうな考えでおります。そしてまた、それ非常に厳しく確保して販売するといふような場合、あるいはまた物を持つていながら配給しないというふうな場合にお

きましては、先ほどお話し申し上げましたように、苦情処理機関に話をすれば、あるいは別な配給店から配給するというような指導をしたいと考えております。なお重油につきましては、現在におきましては大体二週間以上のストックを常時持つておきますので、もしそうした場合において非常不足が生ずる、あるいは季節的に、あるいは場所的に非常問題を生ずるといふような場合におきましては、元売り業者あるいは輸入業者のストックの方から、応急的にそつちの方に出すよう行政指導しようというふうに考えております。特に農水産関係というものは、数量的にその大きな数字ではありますので、私はそういうような措置を講じて行けば、何とかして行政的指導によつて確保して行けるのじやないかというふうな指導をしておりますが、ただ下半期の問題になりますと、これはどういふようになつて行きますか、その辺はよくわかりませんが、一応上半期につきましては、何とかして今申し上げましたようなことで乗り切つて行けるのじやないかと考えております。

○中崎委員 私たちが一番恐れるのは、いわゆる売惜しみ、買いだめです。将来品物が不足するであらうという、そういう見通しの上に立てば、売惜しみ、買いだめが猛烈に行われる。これが市場の物資の調整を著しく混乱せしむるといふ大きな原因であり、そこで一応行政指導によつて、こうした面をできるだけ円滑にやつて行こうという考え方はわかるのでありますが、最後に、ある種の価格をここで指示し、あるいは行政指導等によつて物

資の備在などが無いように適正に指導するといいながら、これに従わないような場合において一体どうなるのか。実際には罰則があつてさきも実行がでないのが現在の世相だと私は思う。それがただ単なる行政指導という、罰則等の何ら背後に伴わない、そういうふうな一片のから念仏によつてはほんとの重大な利害関係を持つところの価格、幾らもうけるか、幾らもうけるかという、そういう重大な問題に對処できるといふことになり、大きな疑念を持つておるのであります。これについて臨時的にどういふふうな腹案を持つて臨まれるのか、これを聞いておきたいと思つております。

○川上政府委員 その問題は非常に重大な問題で、私どもの方としましては、それでは今言いましたような行政指導によりましてはどうか、それを守らぬというふうな場合にどうすればいいかというのをいろいろ検討したのですが、先ほども申し上げましたように、大休農水産関係とか、あるいは船舶とか、そういう方面につきましてはどこの村においてもは、あるの特約店の系統は、それからまたその特約店の系統は、いろいろ元売り業者とつきあつておるといふふうなことをおぼして、現在リストをとつてつきあひますが、そのリストによりまして配給するということになり、たとえどこの村の特約店が非常に暴利をむさぼつて高く販売した、あるいは売惜しみをやつたというふうな場合におきましては、この特約店そのものを直接取締るとか、あるいは押えるという

ことは法律的な方法がなければできませんので、私どもの方としましては、その系統をたぐりまして、元売り業者に對して責任を持たしめて、その系統の特約店がもし非常に配給を攪乱しているというふうな場合におきましては、その元売り業者に對して外貨の割当等によりまして締めつけていくというふうな指導をしております。外貨の割当の問題になりますと、これは元売り業者としましては非常に問題でありますので、私はそつちの方で締めつけて行けば、輩下の特約店の配給につきましては相當責任を持つてやることにしたい。じやないかというふうな指導をしております。

○中崎委員 苦情処理機関を設けて行きたいというふうな考えがあるようにあります。苦情処理機関は官制によるもので、法律法規に基くものであるのか、あるいは業者同士が自発的につくつたような機関であるのか、あるいは行政指導によるものか、あるいは船舶とか、そこらをはひとつ明らかにしたい。

○川上政府委員 これは別に法律による企画ではないのでありまして、どつちかといふと、業者の自発的な企画になるわけなんです。この問題につきましては、先般來この元売り業者の団体とか、あるいはその精製業者の団体、そういう方面と、相談もいたしましたし、かつた水産関係、農村関係の団体と、今申し上げました元売り業者の団体等と、話し合ひをしてきた結果は、その元売り業者の団体あるいはその特約店の団体として、やはり各地区に自発的にそういう苦情処理機関みたいなものを設けて、そこ

にもいろいろ問題が起きました。きには申し入れれば、何かの方から配給するなり、あるいは苦情を講ずるといふふうな、業者の方でも自発的にこの問題につきましては協力することになつておるので、今お尋ねの問題につきましては、自発的にそういう機関をつくつたと申し上げてもいいのじやないかと思つております。

○中崎委員 次に、大体どうしたものの調整は最終的に元会社に重点を置いて、そこを締め上げて行つて、そしてこれを励行するような方向に行くと、それが実行されぬという場合においては、外貨の割当についても考えるというふうな指導をしております。きか、あるいは実際にいへば過去の実績が土台となつて、今日の割当がなされて来ておるのであります。割当の面において新しいふうな要素を含めて、しかもこれを相當重視して今後割当の方にウェイトを持つて行つて行くというふうな指導をしております。ことをここでつきり言明できるかどうか。できるならばつきりしておいていただきたいと思います。

○川上政府委員 やり方につきましては、実はまだ最終的に審議決定というところに行つておられませんので、これは私の考えは、そういう考えだということになるかも知れませんが、今お話がありましたように、元売り業者に對して責任を持たせるといふことを私の方としましては考えておりますので、もし元売り業者の、その系統の特約店が相當配給を攪乱したような場合、あるいは価格を攪乱するとい

が実際に今度外貨の割当等について、それに従わなければならないものは、政府で必ずしも実績によらず、新しい政府の方針によつて行くのだというこゝとになれば、一つの大きな力となると思ふ。その点については大臣にも聞きたいのでありますが、政務次官は一体どういふように考えておるか、ここまではつきりと言明していただきたいと思ひます。

○古池政府委員 たいまお話の通り、わが国の石油の事情は何分にも国産が非常に少ないものですから、それでそこを外国の石油に依存しておるといふ状態で、この点はきわめて冷静に考えて、わが国としては非常に弱味であると思ひます。しかしながら外貨の割当につきましては、これは日本独自の権限を持つておつて、独立国として日本が当然やることでありますから、これについて外国の制肘を受ける必要は毛頭ないのであります。ただ実際のな実力の上からいつて、何らかさういふ懸念があるのではないかと、お尋ねもごもつとも存じますけれども、われわれとしましては、できる限り不正な外貨の要求というものはあるとすれば、これはどこまでも排除いたしまして、最もわれわれが適当と考へ、適正と考へる方針に従つて処理をして参りたいと思ひます。なお処理にあたりましては、たゞいま鉱山局長から御説明申し上げましたような新しい事態に即応する事情もこれにあんばいいいまして、割当を考慮して行きたいといふふうに私も考へております。

○中崎委員 次に石油の輸入に對して、原料油で輸入するのか製品で輸入するのかといふことは一つの大きな問題だと思ひます。そこで一般的に考えますと、原料油で輸入する場合においては、国内の工場を利用して工賃がそれだけ浮いて来るというふうに考えられる節もあるものであります。また一面、石油というものは国際的なものであつて、むしろ製品で輸入した方が採算上十分に合ふ。国内における石油精製工場の大きなものも、ほとんど大部分が外国資本である。五〇%といひ、あるいは四八%が日本の資本であるといひでは言われるけれども、実際にいへば、その支配権は今言うように外国の資本に握られ、その利益は半数以上は外国人にとられて行つてしまふといふ実情でもあるし、国民経済全般の上から考へてみれば、より割安な製品を輸入した方がぐあいがいいといふこともあり得る。ことに重油等の場合においては、重油は重油だけで出て来るのではない。やはり重油、軽油、燈油、あらゆる機械油を含めて出て来るだけに、重油なら重油を製品で輸入した方が、原油で輸入する場合よりも都合がいい場合もあり得る。そこで政府の方では、原油で輸入することが今言つたように国内の工場を動かす上からいふといふような、単なるさういふ角度から原油主義になつておるといふことではあります。この点についても、今後の見通しと政府の方針をここではつきい示してもらいたいと思ひます。

○川上政府委員 これは実は私が鉱山局長になる前から、一応通産省として精製して販売するといふ原則になつておられます。なぜさういふ原則の雇用力の関係、雇用関係からいひ

ましても、また外貨の節約という方面からいひましても、結局原油を入れて精製することがいいのではないかと、さういふ原則になつておられる。たゞしかしながら、さういふ原則にはなつておられるけれども、それと、さういふ原則にやりますと、一部精製業者の不当なる利益と申しませうか、それを獲得するといふようなことにもなりませうし、特に数量がだん／＼減つて参りますと、さういふふうなことになる。従つてやはり外貨の節約の面だけ考へるべきではないので、ある程度自由競争して価格を安くさせる、そして一般の需要者の立場も十分考へて行かなければならぬといふようなことを考へ、また一面におきましては、どこか非常に安い製品を買つて、もし国際的にFOBあたりを価格が高い場合におきましては、それを安く率制するといふ必要もあると考へられますので、現在私としましては、揮発油につきましてもある程度の製品を入れる、それから生た重油につきましては、相当部分の製品を入れるといふような考へで行つておられます。単に原油だけを入れるとか、あるいは原油だけに非常に重点を置いておるといふような考へ方では現在やつておりませぬし、今回二十九年度の揮発油の割当につきましても、少くとも三十万くらいは製品の割当をしたといふふうに考へておられます。また重油につきましても、二百万以上のものが製品として入つて来るというふうに私どもは考へておられます。そこにある程度の競争をどうしてもさせておかなければならぬと思ひます。

○中崎委員 次に石油、ことにガソリンの場合であります。オクタン価が大体六〇程度のものと、八〇程度のものと、国内においてコストが約三千円程度違うと考へられておられるのではないかと考へますが、現在の五〇なり六五程度のオクタン価では、低いといふことは定評であります。これを七五から八〇程度のオクタン価に持つて行くためには、コストで三千円程度上げないと引合おぬのじやないか。言いかえればそれだけ程度のコストがかかるのじやないかといふことではあります。この点についての実情をひとつ承りたい。

○川上政府委員 実はさういふ数字をきよは持つておりませぬが、やはり一、二年來国内の精製業者も近代化を非常に進めまして、オクタン価が上がるように、かつたコストも安くなるように努力はしておるはずであります。大休昨年と今年あたりは、オクタン価は相当上つておるのでありますけれども、まだ外国製品の優良な油のオクタン価のところまでは行つていないところでありませぬ。現在大体六五くらいまで行つておるのじやないかと思ひますが、それ以上のものはやはり輸入しなければいけないのじやないかと考へておられます。今お話がありましたコストが三千円も高くなるのじやないかといふ点につきましても、計算いたした資料を持つて来ておりませぬので、何とも申し上げかねますが、国内においてもまだオクタン価が、外国製品を輸入しなくてもよろしいといふところまでは行つていないといふように考へておられます。

○斎木委員 議事進行……先般私が質問いたしましたのに対して、大臣並びに官房長から、まだ今日まで返事がありませぬ。それはアルコール専売の不始末の調査表並びに木材の外貨割当三十社に對するところの真相、さういふものを文書をもつて答弁すると言つたのを留保してあるのだけれども、今日に至るまでそれに対して何ら回答がありません。これらはいかがになりませうか御答弁を願ひたい。

○大西委員 今書類を持つておらぬさうですから、書類をすぐ取寄せてから御答弁申し上げます。しばらくお待ちください。

○中崎委員 オクタン価につきましては、たとへばイランの石油のオクタン価は相当高い、七五から八〇程度のものがあるといふことですが、さういふふうな高いものが日本に、しかも安い値段で入れば非常にけつこうだといふので、この問題は先般委員会においでもしば／＼問題になつておるのであります。その後政府の方でこれにかゝる努力をし、その見通しは一体どういふふうになるのか、御説明願ひたい。

○川上政府委員 イランのガソリンは、出光興産が昨年度十二万キロリットルくらい持つて参つたのです。これはガソリンだけでなく、ほかのものを入れていますが、ガソリンのオクタン価が日本のものよりもある程度高いといふことは事実でありませぬ。ただイランの問題につきましても、今まで通産局長なりあるいは大臣の方からいろいろお話があつたと思ひますが、私鉱山局長の立場としましては、イランの油を入れることはまことにけつこうだと思つておられて、私の方から外務省あたりに、何とかして事

第一類第十一号 通産省委員會議録第三十一号 昭和二十九年四月六日

ます。これはとんでもない間違ひではないか。企業の民主化というものは、その企業を独占資本の独占にまかせないで、たとえば私企業でありまして、国民全体の福祉増進の上に経営するといふ道義的立場において企業が経営されるべきものであつて、おれの経営する会社だからおれがこれを自由にするのはかつてだ、こういふようなことをしてはいけないというものが、企業の民主化の方向であらうと思ひます。従つてその立場から申しますならば、国が国民全体の資金によつて株を持つという事は民主化の方向への道である。さらに民主化ばかりでなくて、企業の社会化、いわば国民全体がその企業に参加するのである。こういう形をとることが民主化の道であり、社会の道である。ところが国が持つのは民主化と反対なのだ、民間に持たせることが民主化だなんて、とんでもない本質的なもの考え方の違いがあるんじゃないかと思ひが、局長はやはりそういうふうにお考えになつてゐるのか。これを民間のかつてにまかせることが企業の民主化なのだと思ひます。それが企業の本質的な活動の方向を国民全体の福祉の上に役立たせるようにやるのが民主化なのだと思ひます。お考えにならないのか、この点をひとつ伺いたいと思ひます。

○川上政府委員 政府が国民にかわりまして株を持つて行くことが株式民主化でありませうか、それとも政府の株は一般の国民に対して開放して行くことが株式民主化でありませうか、その議論については、私がどちらの考えを持つてゐるのか別に申し上げる必要もないと思ひますが、従来政府の株式は一般

民間に扱下げをして行くという考え方で、しかも帝国石油会社は、従来の特殊会社をやめまして、一般の民間の企業にするといふ方針で参つておりましたので、私は従来の方針を踏襲して、そういう考えで参つてゐると思ひます。申し上げるほかに思ひます。

○永井委員 今の民主化の問題については、いざうれ大臣が来てからお伺ひしますが、ただ人事の点において岡田副社長を平取締役下げたことは異例な措置であります。これはどういふ調停の趣旨によるものであるか。

○川上政府委員 個人的な問題についてどういふところで申し上げることがいいかどうか、この点については私自身も相当疑問を持つてゐるのですが、その問題につきましては、日石ないしはそうした方面から入つて来るのを機会にして

【小平委員長代理退席、委員長着席】
みな社長を助けてお互ひに同じ立場においてやろうじやないかという空気になつておりましたので、その問題については田代社長の方も十分承されておりましたので、私はそういうところじやないかと思ひましたので、先ほど申し上げましたように、私としては両方からの依頼がありまして、しかもその依頼に対しては両方とも十分承了を承するといふことでやりましたので、私はそれよりほかに方法はなかつたと思ひます。この問題についてはいろいろ考え方があると思ひますが、私の立場においてはそういう方法よりほかに思ひます。

○永井委員 爾余の質問は、大臣が四時に出席するといふことでありますから、あとは大臣に質問をいたします。

○大西委員長 では大臣の来るまでこのままで暫時休憩いたします。
午後三時十九分休憩

午後三時三十分開議
○大西委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

○永井委員 大臣に、帝石の運営の問題と人事の問題についてお尋ねをいたしました。永井勝次郎君。

○永井委員 大臣にお見えになつたと思います。大臣がお見えになつた前にも局長にいろいろお尋ねして来たのであります。明七日に帝石の臨時株主總會が開かれて、重役陣の新しい人事が決定するといふことであります。委員会においては、今これらの帝石の今後の問題が議題になつて論議をしておるのであります。これは人事の問題とこの法案で決定するところの、今後われ／＼が帝石に期待する企業の運営の方向とはマッチしなければいけない。人事は人事で独立してきまつてしまふ。この案によつて今後の帝石の運営については、公企業的な、少くとも国策会社的な性格においてこれをやつて発展させて行かなければならぬ。

そのために現在五箇年計画による財政投資を始めようとしておる。これらの、会社に期待する会社の性格と、これを運営して行く人事の問題とがマッチするかどうか、この問題は今われ／＼は重要視しなければならぬ段階であると思ひます。そこで局長は今度の法律が通りますれば、配当の制限とか何とかいう面で、相当に運営の

上においてチェックして行ける、その面でも十分期待に沿うことができる、こういふのであります。これは消極的な問題である。この帝石が少い資金をもつていかに国の期待に沿うようにこれを運営し発展させて行くかといふ、こういう積極性を持たせるためには、どうしてもこの運営の衝に当る人事の問題を重視しなければならぬ。かように思ひます。ところがこの人事の關係に対する考え方が非常に甘いのではないか。単に社長派だ、菊池派だと紛争してゐる。この紛糾しあふまふといふことで調停して、そうして国策会社的な性格で発足しようといふところに非常にちがひがある考え方があるのではないかと思ひます。大臣はこの点に対してどういふ御決意であり、人事の關係とこの再出發しようとする帝石に対する今後の運営の指針をどういふふうにお考えになつておるか、これをひとつ伺いたいと思ひます。

○愛国閣務大臣 本件につきましては、一昨日の当委員会におきまして私の考え方を詳しくかつ率直に申し上げたのであります。要するに私の考え方はこういう考え方でございます。ともかくも金額の高は別として、国内の原油資源開拓のために一億数千万円を補助金として出さうといふことを予算の上ではお認めを願つたわけでありませう。これを實際の問題としてどこがその補助の対象となるかといふことは、大体帝石が中心であるといふことは間違ひのない事実であります。とこ

るで帝石につきましてもいろいろ私も考えたのであります。御承知のように当初は石油及び可燃性天然ガス資源開拓法の一部改正といふようなことを考へておつたのであります。これをなまぬると思ひまして、この会社の内容といふものの性格上、法律的に特殊会社といふことにはなりませんけれども、常識的に考へた場合にこれを特殊会社的なものにするといふところまで踏み込まねばならぬ。ただいま御指摘の通り、今回御審議を願つておられます特別措置法は、配当の制限もやれりし、試験権その他の取消しといふこともやれるといふ近代の立法としては相当高度の立法だと思ひます。これは御審議を願つてお認め願ひますならば、これからの行政の大道は非常に強いものになると思ひます。またそうしていただくことが国内の原油政策の推進のために必要と認め、こういう法律案の御審議を願つておるわけでありませう。しかしながらこれは人事について国家が任命するとか罷免するとかいふような、いわゆる法律上の特殊会社ではありませぬから、人事の問題はまた別に考へなければならぬと思ひます。しかしながら別々に考へると申しましても、従来のような帝石とは實際上性格がかわつて来たわけでありませぬから、この人事に対しては、政府としては重大な関心を持たざるを得ないと思ひます。従つて川上局長からも詳細御説明をいたしたかと思ひますが、人事につきましても、私も慎重に検討いたしました。現執行部といふか、むしろ社長の従来の考え方あるいは従来より方等について、これを政府として

るで帝石につきましてもいろいろ私も考えたのであります。御承知のように当初は石油及び可燃性天然ガス資源開拓法の一部改正といふようなことを考へておつたのであります。これをなまぬると思ひまして、この会社の内容といふものの性格上、法律的に特殊会社といふことにはなりませんけれども、常識的に考へた場合にこれを特殊会社的なものにするといふところまで踏み込まねばならぬ。ただいま御指摘の通り、今回御審議を願つておられます特別措置法は、配当の制限もやれりし、試験権その他の取消しといふこともやれるといふ近代の立法としては相当高度の立法だと思ひます。これは御審議を願つてお認め願ひますならば、これからの行政の大道は非常に強いものになると思ひます。またそうしていただくことが国内の原油政策の推進のために必要と認め、こういう法律案の御審議を願つておるわけでありませう。しかしながらこれは人事について国家が任命するとか罷免するとかいふような、いわゆる法律上の特殊会社ではありませぬから、人事の問題はまた別に考へなければならぬと思ひます。しかしながら別々に考へると申しましても、従来のような帝石とは實際上性格がかわつて来たわけでありませぬから、この人事に対しては、政府としては重大な関心を持たざるを得ないと思ひます。従つて川上局長からも詳細御説明をいたしたかと思ひますが、人事につきましても、私も慎重に検討いたしました。現執行部といふか、むしろ社長の従来の考え方あるいは従来より方等について、これを政府として

はいわゆるバック・アップする、これを支援して、これを中心にして運営することが最も妥当であるという結論に達しまして、社長と、それから従来においては対立する派があつたわけでございますが、それらとの間のいろいろ話し合ひにつきましてわれ／＼として最終関心をもち、また社長を中心にしてこれがうまくまとまるように、われ／＼といたしましては重大な関心を持つて今日に至つたわけでございます。そこで具体的に言えば、田代社長がどういふふうに関係者との間に話をつけて行くか。また社長が社長の地位において、政府あるいは国会等国民的なバックを持つてこれからやつて行くためには、どういふ行き方がいいか。またあまりに膠着を起さないでとりまゝとめて行くのはどういふ方法がいいかということ、一つの結論を導き出したわけでありませう。私はこのやり方でとにかく推進してもらいたい。そうして必要に応じてわれ／＼といたしましてはさらに支援を惜しまない、場合にやりますれば政府としてはさらに一段と断固たる処置に出なければならぬかと考へておられますけれども、たゞいまの新しい発足に際しましては、こういう程度のところで行つてもらいたいと考へておるわけでございます。それで法律案の審議とそれとが前後するではないかというお話でございますが、これは私が今申しました通り、これを一つきめたからといって、これが絶対不動のものじゃないのじゃないか。これからさらに法律家が衆議院で御審議を願ひ参議院へ参りまして、そうして国会としての御意思がこれらの審議を通じてはつきりするでございます。

が、必要に応じてそれらともならみ合せてさらに断固たる措置に出ることも必要じゃないか、こう思うのであります。同時にこの法律において配当の制限もする、経理の内容について政府の意思が非常にはつきり入つて参りますから、株をどうこうするといふふうな意味はこの会社としてはなくなる。それどころではなくて、非常に高い国家的な要請を背負うわけでありませうから、こういう機構にして参るといふことになれば、おのずからこの中で運営に当る人たちの気組みも一新して行くのが当然だろうし、それを私は期待して行きたいと考へておるわけでございます。

○永井委員 大臣のお説は私は賛成であります。ただ可能な条件が具備されるかどうかというところに問題があると思ふのであります。現在帝石における人事対立の本質的な原因がどこにあるかといへば、単に田代社長対菊池重役という対立ではなしに、そこには会社経営に対する基本的な考え方の対立が、そういう三つの勢力の対立になつて来ていると思ふのであります。われわれの聞き及ぶ限りにおきましては、田代社長は公企業的な立場で国の要請に十分こたえて行くよりな運営をやつて行きたい、こういう立場をとつておると考へます。菊池派はいろいろその勢力の内容から見ても、証券関係の、株を持つておる人が多い。そういうようなことで、この帝石という場において株の操作をやる、あるいは株に対する高率配当を要求する、こういうような立場を会社の運営について大きくとつておる。こういう二つの考え方の対立が、現在二つの勢力の対立にな

つて現われて来ているのであるから、今後今までの私企業的な性格のものではなくて、公企業的な性格へ質的な転換をし、それを強力に推進して行くにあたりましては、この会社経営に対して二つの大きな意見の対立を、再出発にあつてこれをどういふふうにして調整し、国が要請する可能な条件を、人的な構成においてどう組み立てるかということが今日再出発において特にわれわれが留意しなければならぬ重点的な問題だと思ふのであります。ところがこれほど重要な内容であるにもかからず、政府がある程度大きな株主としての立場で口を出し、調停をした関係は、副社長を平重役に引下げる、それから一面菊池派の蕭田という者を監査役に昭石から早山といふ者を入れるといふように、逆に社長の勢力を弱めて菊池派の勢力を強化するといふ人的構成に持つて来たといふことは、大臣の現在の御答弁とは逆な方向ではないか。われ／＼は、現実の面として何としても、従来の私企業的な内容において株がものをいう一つの会社の中の勢力分野の中において、そう急に狂瀾を既倒にめぐらすような手は打てないにいたしまして、少くも国が指向する方向はここにあらんだという強力な意図が調停の中に現われ、そして今後の運営においてその指導方法を強力に打出すのでなければ、単に現われた事実において配当を制限するんだ、こうするんだといふことでは私はいけないのではないかと思ふ。こういう会社経営に対する二つの本質的なもの考へ方の違いが、ことに利害を伴う内容として内部で紛争を繰返すなら

ば、われ／＼が現在投資をして急速に国内資源を開発しようという意図に沿わないような方向に動いて行くのではないかと心配されるのであります。明七日臨時総会を開いて新陣容が整備されるわけでありませうが、今後の会社の指導に対して、少くも大きな株主としての発言力において、これら心配される点をどういふふうにお考えになられるか。われ／＼の望むところは、この際再出発にあつては全部重役陣に総退陣をしてもらつて、その中から再編成するといふような思い切つた手が打つていただきたいと願つたのであります。それにしても改善の策としてもつと打つ手があるのではないか。そういう事柄が非常に手ぬるいといふことが心配されるのであります。その心配は、たとえば菊池派の重役という重役については、これは池田勇人氏と親戚関係であるといふことを聞く、あるいは南氏が極洋捕鯨の社長になつた前の社長は現在の小笠原大蔵大臣である。実質的にはこの新発足する国策会社の性格には沿わない経営方針を持つておるけれども、こういう人たちのつながり、ある程度社内において支持される大きな力が通産省の中に政府の部内にもあるのではないかと考へることが、今後新発足する会社の中に、私は大きな影として心配される面があるのではないかと、こう思うのであります。この点に対する大臣の確固たる所信と、それから今後社内において事ごとくに運営の上において利害相反する二つの勢力が対立して、正常な発展の上に支障が予期される条件に対して、どういふふうに対処されるのか、この点を伺つておきたいと考へま

す。

○愛知國務大臣 たいまのお話は私もまつたく同じような考へ方なんです。ただ違つところはどこかといふと、現実には伝えられるような、明日以後の総会あるいはそれ以後の新しい重役会において、どういふポストにだれがつくかといふことの問題の中で、たとえば現在の副社長が新しい重役会においては平取締役になつてどういふ仕事を担当するかといふような点が私には違ひだと思ふのであります。私はあくまでこの田代社長は——先ほど申しましたように私も同感なのであります。公企業的な立場において運営して行きたいといふことにかねて努力した人であると思ふ。また今回こういうふうな法律の御審議を願つておる場合に、こういう法律のもとにおいて運営される場合において、その主宰者として、この人が現在のところにおいては最も適当な人物であると思ひます。私にはふだんの場合とちよつと異例の措置ではないかと思ふのであります。先般率直に私は衆参両院の通産委員会を初めとして、他の機会におきまして、通産省を代表して全力をあげて田代社長がうまくやれるように応援するんだと、具体的に名前を出して申し上げておるのは私としては並々ならぬ決心をしたつもりでございます。ただ田代氏がこの小むずかしい、しかもいろいろ人事関係があつて、しかも政府も株式の過半を持つておるわけでもございません。一応先ほど申し上げましたように、会社としては私企業なのであります。その間においてかえつてうまく掌握するために、場合によつては自分の肉を切らしても

いいからほんとうに掌握したいのだ。しかも今後におきましては、政府のこれに対する力の入れ方はまったく生れかわつた力の入れ方になるのでありまから、今後そういう解決策が手ぬるいということでありますならば、しかもまた法律がかわつて、法律が新しくできて、そして配当の制限を私どもは行政的にやりたいということも表明しておるのでありますが、そういう公企業体をただいまおあげになりましたよりな株屋的感覚でこれを運営しようとする人があれば、今後においてもこれは政府として重大なる関心を持たざるを得ない。断固たる措置に出ざるを得ない、私はこう思つております。しかも私は自分の信念をいたしまして、ただいまいろ／＼ひもつきのようなことを言われましてけれども、断じてさようなことはいたすつもりはございせん。もしそういうよりな勢力があるとするならば、まず社長に手をつけなければならぬかと思つております。私はその社長を絶対的に援助して参りたい、こういうふうに申し上げておきます。とで御了解を願いたいと思ひます。

○永井委員 最後に一点。今後この会社が、岡が要請するよりな発展をするかどうかということにつきましては、精製三社―日石、昭石、日鉱、この三社が国内資源の開発に対してどのよりな協力をするかということがやはり大きな関心事であるかと思つておりますが、これらの国内資源の開発に対してどのよりな協力が仕組まれておるのか、有機的な協力が可能な条件がどういふふうによりな定されておるか、この点について伺いたい。

くごもつともたと思つてありまして、今回の人事の案等につきましても、それらのことも十分にらみ合せて措置をいたしたよりなつもりでございます。先般私は、これはほんとうに腹を打明けて申し上げるのでありますが、こういう問題の処理、私の申し上げ方があるいは熱さないかもしれせんが、何もかも人事というよりなことになつて、だれから見ても百点だと思つたよりな解決策は私はないと思つたのでありまして、ステツプ・バイ・ステツプに着実に参りたいと思つたので、この精製三社との関係におきましても、あるいはそのうちのある部分につきましても、これは不満であつたというよりなこともございましてよろしうなこともございましてよろしうな私に基本的なこれと提携して行かなければならぬかと思つたことはまづたく御同感でございますから、今後他の面におきましても、精製三社との間の連繫を強化したいということにつきましても、政府としてもできるだけの協力を惜しまないつもりでございます。

○永井委員 たいだいまの大臣の御答弁は満足すべき状態であると私は存じます。基本的におかれ／＼と同様であり、そのよりなお考えをもつて今後これらの会社の運営、指導にお当りを願ひたいことを希望いたしましたして私は質問を参ります。

題につき政府においても非常な努力を払つておられること、また答弁の冒頭に述べられましたこと、この禁止法施行に至るまでの一箇年間の猶予期間を無為に過したることについて、その陳謝の辞についてもあわせて了承するのであります。

元来わが国の絹産業は、他の多くの産業が外国から主原料を輸入してやつておるのでありますが、この絹業に限つては日本の桑と蚕によつて純然たる国内の資源の上に立つたものであります。しかも世界の絹生産の絶対多数を占めておるわが国の代表的産業であることはいまさら言ひまでもございせん。その主要輸出産業であるところのこの絹に対して、かくのごとき問題が起きたことはまことにこの産業の上において重大なことであります。昨年の秋のミラノにおけるところの国際絹業大会では、生糸、絹の価格をもう少し安くすれば、現在の需要が四倍、五倍、あるいは六、七倍まで伸びることは容易であるというのが各国の出席関係業者の異口同音の声であつたのであります。この価格を下げるためには、その根本であるところの桑の反収を上げて増産をはからねばならない。ミラノ会議より帰つた私も日本代表はあらゆる機会に増産の必要性を説いて来たのであります。そして養蚕農家を初め各関係業者においてもまた大いに負い立つて、その輸出産品のホープであるところの絹生産はよりやく軌道に乗り、上向しつつかあるべきであります。が、不幸にしてこの問題が生じ、今日の事態に立ち至つたのであります。返す／＼もまづたく遺憾にたえないところでありますが、これが養蚕農家の

意欲を大いに阻害し、絹、特に軽羽二重の生産地帯は崩壊に瀕し、家内工業による数々の加工業者がその生活の脅威にさらされておるのであります。伸び悩みのわが輸出貿易に大きな影響を及ぼしておるのであります。実にゆゆしき社会問題、死活問題になりつたある現状であります。現に福島県の川俣地方におきましては、県民大会を開いて、各方面に陳情、決議してあります。しかしその中には、「救え、われらの生命線、禁輸するならば白い羽二重が赤くなる」というよりなモットーのもとに、しかも遠くアメリカにも呼びかけておるよりな次第であります。これはただに川俣ばかりではありません。各地において熾烈なる運動が展開されて、全国大会にも発展しようとしておるのであります。今や繊維界反対運動以上の大きな問題とならんとしつつかあるのであります。が問題がかくのごとく深刻であり、運動が真剣死活的様相を帯び、ひいては日米間の感情問題、国際問題化せんとする趨勢にある今日でありますから、私は、大臣の答弁に、重ねてあらためて重要なポイントについて二つ三つ質問したいと思つたのであります。時間の関係上質問を一併して申し上げますから、一併して御答弁を願ひたいと思ひます。

まずその第一は、七月の一日からこの禁止法案を實施されるというのであります。が、ちよつと六月、七月前は春蚕の出盛り期に當るのであります。先般も申し上げましたごとく、この際養蚕農家が、どうしても製糸業者による条件をつけられて買いたたきをされぬとも限りません。これに対して大臣は万全の処置をとりたいとの御答弁であり

ました。が、その万全の処置とは具体的にどんなことであるか。これは農林省に關することでありますが、この点についてまづ伺ひたいのであります。

その二には、政府の本問題に対する処置、対策の周知方法であります。政府が今とつての諸処置について、もつとわかりやすく、もつと広く、もつと迅速に国民に知らせる必要があるのではないかと私は思つております。答弁によれば、府県知事及び新聞または各種団体に流したとありましたが、さらに広く積極的な新聞とかラジオ等を利用して、活用して、少しでもすみやかに、少しでも具体的にかつ明確に広報周知させていただきたいと思つたのであります。絹を禁止法の適用除外にすべく努力してゐることは業界にはわかつております。さらに大臣、繊維局長の答弁せられたところの輸出保険の適用範囲とか技術員の研究とか、あるいはまた米國USデスライニング・カンパニーへの絹織物の加工研究の依頼とか、また四月二十二日の米國における公聴会への公述人の派遣とかについて、もつと周知徹底させる方法を積極的にやつていただきたいと思つたのであります。これについては御意見をまづ承りたい。なげなれば国民の不安と動揺とは深刻であります。地方関係業者にとつては死活問題と申すべき真剣な重大問題であります。先般も私長谷川委員とともに私の郷里である桐生の輸出振興会に参りました。が、ここにおいてもこの問題をまづたく真剣に取上げたのであります。

その三は、この禁止法に關する情報キャッチの問題についてであります。在外公館からの情報、通信がおそかつ

たこと、いな、なかつたと言つてもよ
いくらいであつたのではないかと思
うのでありますが、このことが事態を今
日の混乱、狼狽に追い込んだ最大の原因
であることは明白な事実であります。
しかし優秀な適格者が在外公館に
派遣されているはずであります。この
ように情報、広報が全然なかつたとは
実際問題としてはおかしいくらいであ
ります。この意味において、私は大臣
の飾らないところの率直なお答えを期
待するものであります。わが国の在外
公館には各省から優秀な人々が、特に
通産省からは最も優秀な人たちが十七
人も派遣されておられることは私もよく知
つております。そしてこれらの人々が
通産関係の仕事に本務として努力して
いることも当然であります。現に私は
昨年欧米視察の途次にこの人々の活動
を見て参りました。しかしながらこれ
らの人々はその身分は外務大臣の統括
下にあるのであります。外務当局者と
は、通産事務に対してその理解におい
ても知識においてもまた熱意におい
ても著しく異なるものがあると思いま
す。これらの事情が互いに相からみ、
さらにその上に予算面の事情も加わつ
て、實際活動の上にもいろいろの制約と
なり、本来の活動に支障や不便や阻礙
を来して、今回のごとき大失態の原因
となつたのではないかと私は思うので
あります。従つてこの意味において
通産省から派遣される商務官系統の活
動は、通産に関する情報とか報告を通
産相に直送するわけには行かないだろ
うかと思つております。しかし事務
の記録とかいふことについては外務省
にこれをとどめておいても、實際情報
というものはそのときに来てそのとき

に聞くべきものであります。あらゆる
観点から調査し、それで十の報告があ
つて、それが二つや三つはわたになつ
ても、直接受けたところにそのすべて
の商務関係の情報が生きて来る。こ
の種の事務分掌を實際に即して改善す
ることがまつたく大切ではないか、そ
れが一刻も争う重大な世界貿易戦に伍
してひけをとらぬゆえんであると私は
思う。その調査によりましては、その
在外公館のうちから、あるいはその國
の生産地あるいは需要地に向つて調査
に行きたい、あるいは品物の展示会を
やりたい、あるいは現に聞くところに
よりまして、最近シカゴに博覧会があ
るといふことでもありますが、そういう
場合には、やはり通産省の關係から行
つていられる人をそこに派遣して實際を見
させた。ところがこういう問題につ
いても、外務省においては、その理解
がないように見受けられるのです。ま
た電報その他においても費用の關係も
あつて制約されるのではないか。こう
いふ点がつまり、最初は熱意がありま
しても、外務省の關係はただ外交關係
だけにひいておつて通産關係の方に
理解がないから、そういう日々の仕
事の關係にその熱意をだん／＼稀薄な
らしめるのではないか。通産大臣にお
かれましては、このことに深く思いをい
たして、外務大臣と御協議の上、しか
るべく善処、改善あつて、即座かつ自
由なる本来の活動が出来ますように御
努力あらんことを期待するのでありま
す。今日の事情は、ある意味では宣伝
戦、情報戦であることは申すまでもあ
りません。私のこの一提言に耳を傾け
られ、また今回の不幸な災厄が転機と
なつて、いわゆる災厄を転じて福とな

すで、今後わが在外公館が正確にして
迅速、的確にして鋭敏な通信活動に入
ることが出来ますならば、国民の一人
として私は心から喜ぶ次第でありま
す。

その四は、本問題に対する政府の認
識の問題であります。さきに大臣は率
直にかくのごとき問題になるとは思わ
なかつたと述べられたのであります。
これを重ねて追究するのはちよつと失
礼なように思いますが、問題は、この
種のエチケツト問題である以上に、重
大かつ深刻であるという意味からして
御了承願ひたいのであります。ここ
で私は声を大にして、一言にして尽せ
ば、政府の認識の浅きを糾弾したいと
思つておられます。いや、これは私一
人の声ではございません。全国数千万
の關係業者の声であり、日本の再建を
心から念ずる国民の声であると思つて
おられます。さきに述べましたよう
に、絹生産がわが國の重要産業である
にもかかわらず、その影響打撃の大
なるこのアメリカの禁止法を輕視したと
いうそのこと自身に、実は根本的問題
が存すると思つておられます。この意
味において、この禁止法を輕視し、こ
の一年間を空費し、事態を今日の苦境
に追い込んだ政府の怠慢と無策と認識
の浅さは大いに責められなければなら
ないと思つておられます。

元來から申せば、この問題の重要性
にかんがみ、關係大臣として外務大臣
あるいは農林大臣の出席を要求したい
のであります。通産大臣が責任を
もつて善処せられて、各關係の大臣と
十分談合して、協議しまして、この問
題をまつたく不安のないように、全力
をあげて解決に邁進せられることを望
むのであります。

その四は、本問題に対する政府の認
識の問題であります。さきに大臣は率
直にかくのごとき問題になるとは思わ
なかつたと述べられたのであります。
これを重ねて追究するのはちよつと失
礼なように思いますが、問題は、この
種のエチケツト問題である以上に、重
大かつ深刻であるという意味からして
御了承願ひたいのであります。ここ
で私は声を大にして、一言にして尽せ
ば、政府の認識の浅きを糾弾したいと
思つておられます。いや、これは私一
人の声ではございません。全国数千万
の關係業者の声であり、日本の再建を
心から念ずる国民の声であると思つて
おられます。さきに述べましたよう
に、絹生産がわが國の重要産業である
にもかかわらず、その影響打撃の大
なるこのアメリカの禁止法を輕視したと
いうそのこと自身に、実は根本的問題
が存すると思つておられます。この意
味において、この禁止法を輕視し、こ
の一年間を空費し、事態を今日の苦境
に追い込んだ政府の怠慢と無策と認識
の浅さは大いに責められなければなら
ないと思つておられます。

その五は、わが國の絹の生産は、御承
知のごとく中共地区を除いて、実に世
界の生産額の八割二分を占めておるの
であります。世界第二位といわれるイ
タリアにいたしまして、わずかに一割
にすぎない実情であります。わが國の
絹は、輸入資源に依存することなき、
純然たる國內資源の生産物でありま

す。その意味で重要輸出品中の大宗
であることは、小学校の生徒すら知つ
ておるところでありまして、何人も絹
生産の重要性に対しては深い関心を持
つていられるが事實であり、かつ當然で
あります。しかるにさきの御答弁で
は、欧米各國でもこの禁止法に気づか
なかつたと申されたが、あたかも
それをもつて陳弁の護謨事案とするが
ごとき口吻を感ぜられたのであります
が、世界中が寄つてたかつてやつと一
割七、八分しか生産できぬ絹の問題
に、どうしてわが國ほどの関心と熱意
がありましようか。事情が根本的に異
なる欧米と同様に語るということ自体
がおかしいと申さなければならぬと思
つておられます。さきに申しましたミ
ラノの世界絹業大会は、参加出席國は
十七箇國でありまして、三百人近い代
表者が集まつたのであります。アメリ
カからもまた多数の代表者が出席した
のであります。この會議において先
般も申し上げましたが、わが政府から
は本省の織維局長、農林省の蚕糸局長
がこの會議に出席しているのでありま
するが、この禁止法問題については、
一言半句の發言もなかつたのでありま
す。まことに遺憾千万なことであり
ます。一箇年という猶予期間がありな
がら、何らなすことなく過した政府の
怠慢、無策とともに、國民あげての非
難の的となつておられるのは御承知の通り
であります。この意味において政府の
この態度は、当然行政監察にまわすべ
きだといふ強硬な意見もたくさんある
のであります。私は政府の良識に訴
え、特に愛知通産大臣の誠意ある善処
に期待して、この通産委員会を論議を
尽くしたいと思つておるのであります。

それから先般來この問題が起きます
と當局においていろいろの資料を提
供していただきました。まことにその
誠意は了承いたしました。どうかこ
ういふことを各業界になるべく早く知
らしてもらいたい。二十二日に公聴会
がありまして、それに対するいろいろ
なる機密のことは話せなくても、ある
程度のことを至急話してもらいたい。
また新聞その他に相当詳しく報道され
ておりますが、ハンカチとかあるい
は帽子の飾りとか、手袋とか靴下とか
いふものが除外されている。あるいは
また下着類も除外せられておられます
が、マフラーのごときはどうである
か、あるいはまたスカーフのようなも
のはどうであるかというように、品目
にわたつて報道をしていただきたい。
ただ今次の問題が一番衝撃を与えてい
るのは、この問題によつて、今までの
發表及び先般の大臣あるいは政府次
官、織維局長のお話を聞いて参ります
と、最初は國民は、アメリカでは化学
織維を擁護するために、日本の絹製品
の輸入を抑制するために起きたんじや
ないかという考えが当時あつたのであ
ります。が、だん／＼探知して参りま
すと、これはほんとうは火災の關係
、絹生の關係から来ておるといふこ
とが今はつきりして來たのであります

から行つている人間に會計とか庶務をやらしてやる。これであつたが黙つておるといふことはけしからぬです。しかも通産省関係が最も優秀に働いておる。また外務省から通商局の方へ派遣されておる、けつこうなことです。こういう人たちが外務省でも海外に出ておるところは、實際の通商関係を見ておりますから幾らかいいのです。赴任される外務省の役人が通産省の役人と一緒に往つて、工場へ行つてその製品の織物を見て、こういうふうに行けるのかというふうな、そういう幼稚な人が向うへ行つておるのです。事実をいう事実がある。事実のことは幾らでも申し上げますが、そういうふうなところへ持つて行きまして、アメリカのごときは、まだ公使の武内君が通産省におりましたので多少理解があります。が、それでもやはり外務省に非常に押されております。その点は出先におる人の實際の意欲を日に／＼沮喪させておるのであります。この点において外務大臣としつかり、その事実をあげろと言へば幾らもありません。貿易を振興しなければ日本が立たないということは、これは八千七百万の国民がみな言つておるのであります。この点におきまして、さいぜん申し上げましたインテイク、いんぎん丁寧はけつこうでありませうけれども、国家のために固く外務大臣と——外務大臣は實際それを知らぬ。外務省の人でも同情しておる人があります。その出先の通産省から行つておる人にもつと力強い声援を与えていただきたい。

法とか、あるいは要求した材料が出ておりました。先般次官にも話しましたが、通産省関係の業者は、今までは切符を書いてもらつて、割当をもらうとかいうことで行つたのであります。が、これからはほんとうに首をつるかつらぬかの相談なのであります。でありますから、実に懇切丁寧やつてもらいたい、まだ不遜な者もおります。そういうことを言いましたところが、ここに材料を出して来た。この裏には有本君も通訳して責任を明らかにしてやつて来たというところは、私の先般の親切にと言つたことについて、たちどころにそれを活用されたことについて敬意を表します。今後この問題について特段の努力をお願いすることとしたしまして私の質問を終ります。

○加藤(憲)委員 私はこの問題に非常に関心を持つておるものですから慎重にしつぱり承りたいのであります。が、いつも時間が迫つたところに私やられまゝですが、一体あと時間はどのくらいだけ残してありますか。

○大西委員長 できるだけ早くやつていただきたいと存じます。大休十五分くらいにあげるつもりであつたのですけれども、それが延びて来ましたので、私としてはできるだけ質問を要領よくやつていただきたいと思つております。

○加藤(清)委員 おとなしい委員長長の命令でございますから、なるべくその委員長長の仰せに従いますが、大体この問題は与える影響が非常に大きい。そこでこれに対しては国会対策にして、あるいは議連の方にいたしまして、も、しつぱりと委員会でもやるようにということ、本会議にせつかく上げるべきものを、しつぱりやるためにここへ移されたのでございませうから、私はこれが各党一致してきまつたこととございませうので、しつぱりと聞きたいと思つてございませう。

まず第一に被害の問題でございませうが、もしこの法律が通りましたならば、一体日本としてはどの程度の被害をこうむるかという問題につきまして、政府の御答弁では、大体三百四十万ドルから五百万ドルであるというお答えでございませう。しかしながら日本商工会議所の発表によりますと——もつともこれは対象とパーセンテージが違はば別になるのでございませうが、少くとも八百万ドル以上という数字を出しておるのでございませう。私はその数字の相違を云々するわけではございませぬ。いすれにいたしましては、この数字は日本の軽目羽二重に対しては莫大の影響を及ぼすというところでございます。そこでこの問題が事実のまゝ行われることになりまゝと、政府の輸出振興というところは、納金においては念仏に終つてしまつて、先ほど同僚委員からお話がありまして、去年六十年來の霜害で苦しみました百姓、お蚕さんを涙ととも川へ流したお百姓さんは、今度また春蚕の掃立を前にいたしました。これを見合わせなければならぬという状況になつておる。これに対して農村では、政府の対策に対して熱々の声があつて、政府の対策に対して熱々の声があつて、私は先般来郷里にも帰りまして、聞いてみました。その後陳情も来ておりますが、これに対しては一体政府としてはどういふ対策があるのか。さればこそ農林大臣の出席

を要求したわけでございます。幸いにして農林省から来ていらつしやるようですから、この点農林省としてはいかなる対策をもつて臨まれるかを承りたい。先ほどお話がありましたように、買ったたきが行われるのみならず、掃立を見合わせなければならぬといふこの状況、これを一体どうするか。それからまた、軽目羽二重がほとんどいられることになりまゝと、ただでさえ自動車操業で苦しんでおる機械を一体どうしてやるかといふことなんです。機械の機械が自動車操業であればこそ、待つておればこそ耐えておるのでございませうが、これが売れないといふことになれば、勢いほかのものに転向しなければなりません。織維局長御存じの通り、軽目羽二重を織つていたものを急に重目の羽二重になさうとか、あるいは八端や銘仙にかえなうと言つてもこれはちよつとできません。一体これをどうしてやるのですか。それにこれを商つておられるところの商社であります。さなきだに不渡り手形とか倒産商社が續出した。それが織維に固まつて、倒産商社の約四〇％は織維を扱つておる連中である。これはよく御存じの通りでございます。これが遂に扱えない、材料を扱つていってもなほ倒れて行く。それが金も扱えないならば、材料も扱えないということになつたら、一体これはどうなるのです。さればこそ私は先般来何べんもこの倒産商社続出の折柄、これに対する対策を承つておつたわけでございますが、こういう悪材料がプラスされた今日において、一体政府としてはどういふ対策をもつて臨まれるのでございませうか。通産大臣のインテイク

ズブだけではこれはとうてい乗り切れないのじやないか。そこでいんぎん丁寧は私は賛成でございませうが、ほんとうに熱意を込めてこれを救うという対策があるかないか、これについて承るわけでございます。

それから片やアメリカに対する態度を、われ／＼が云々してみても始まりぬこととございませう。陸軍に向うかまきりであるならば、これはやむを得ぬこととございませうが、それでもアメリカ経済にべつたりと依存している日本であるといふことは、向うもより知つておるはずなんです。ところがMS Aでどれだけくれるかはつきりわかりませんが、絹で一千万ドル近い金がやられたといふことになりまゝと、これはついで／＼になつてしまふのです。そこで私は実にふかしぎでかなわぬのでございませうが、向う側は太平洋のまん中であつた灰を降らして、日本の若い青年の頭をやけどさしておきながら、長年使いたれた絹をさきよるからならなつてから、やけどをさきよるからそれは困ると言つて、いかにヤンキー・ガールが横暴をきわめるからといつて、これはちよつと行き過ぎじやないか、私はそう思つてかなわぬのです。が、大臣さんはこれをどう考へていらつしやるか。そこでこれは政府だけじやない。もうすでに国民の声になつておる。だからこそ商工会議所の会頭の藤山愛一郎さんまでが、何とかしてやらねければ困るじやないかという抗議文を出しておられる。民間でさえもおかしくおられます。ましてやその實にあり、業界の指導育成に當つてあなたでございませうから、アメリカに對してはもそつと固く対処して

えて幸いと云いたい。必要は発明の母である。先ほどおつしやつたように、禍いを転じて福となすのは、この時なんです。この時に手を打つて、当面の問題において混乱を起さないようにすると同時に長き将来にわたつて組織の輸出振興を今の愛知大臣の折に、ひとつ確立していただきたい、こう思うわけでございます。要望とあわせて質問をしたわけでございます。

○愛知国務大臣 たいはい、切々たのお話を伺いましたことに感激いたしました。御承知のように私も窮等につきましても、至つて知識がないのでございませうが、ただいまのお話で非常に得るところが多かつたように思ひます。

そこで御質疑の点は非常に広汎でございませうので、最初の点から申し上げますが、私は被褥額が今回の措置において五百万ドルと見るべきか、あるいは八百万ドルと見る方が正しいかという事は、これはいろいろの見方もございませうし、今後の措置によりまして相当幅が狭くなることも希望いたしておるわけでございますが、問題は——私は今回の問題は、地方的に見てまつたくたいへんなことだということが今回の問題の重要性だと思つたのでありまして、たとえば私の考えといたしましては、金融の引締めというふうなことも非常に必要なことだと思つたのであります。このようにふつた場合においての地方的な処理等につきましても、これはいろいろの方法によりまして、いわゆるケース・バイ・ケースの取扱いで、救済あるいは転換の措置についての政府としての協力を惜しまないやり方をすべきであると考えます。

ただただいまのところは何としてもアメリカ側の方の考え方を、ほんとうにこれは人体に危険であるからという点から来ているのでありますから、その立法の趣旨通りに考えてもらえれば、相当この被褥額は軽減できるのではなにか。この点にまずもつて重点を置いて参りたいと思ひます。

その次に蘭の問題等に関連いたしまして、買いたたきが行われる。これに対する対策という話でございますが、これは農林当局からお答え申し上げますが、私といたしましては、先ほど申し上げましたように、通商省の立場からいつても、蘭の掛目の決定等については、従来に増して大きな関心を持つて、対策を講じたいと思ひます。

それから在外公館のお話でございますが、これは実は私も在外公館の勤務をしばしばいたしたのであります。御指摘の通りであつて、特に競争前におきましては、三井、三菱というふうな大商社が、非常な信頼を負つて、国家的に仕事をしておつた。これが外交官と協力すれば相当日本の通商行政もよく行つておつたと思つたのであります。が、いかんせん民間の方にもその後空白が大きく出ておりますので、この点で非常に遺憾の点が多いと思つたのであります。私が個人的なあれでありますが、やつておりました金融とか為替の問題にいたしましては、役人としてはそのこまかい操作等は十分わかりませんが、正金銀行その他の協力によつて、曲りなりに仕事が出来たわけでございます。この点で、話がそれますけれども、今回為替専門銀行というふうなものを法律上でかしていただくようになりまして

は、一大進歩であらうと思つたのであります。商売の方面に關しまして、必ずしも私は在外公館の役人としての必要はないかもしれませぬし、またそれだけの組織が待遇の問題その他から見ても、なか／＼むずかしいのではないかと思ひます。ただ一つの着想としては、占領中に役所等の囑託とか、顧問という制度を一網打尽にやめられてしまつたようなこともございませうが、この制度の復活をいたしまして、信頼のできる方に、かたわら役所の方のアドバイザーとして働いていただくというふうなことも、ぜひこれを機会に考えさせていただきますと思ひます。

それからインドネシアの問題につきましても、私も人報を持つておりますが、この件につきましても、織維局長からお答え申し上げます。思ひます。それから續につきましても、私は先ほどもお断りいたしましたように、率直に何もかも申し上げておるのであります。が、実は燃えないことというところから来ておるので、今度のものは直接編みに来るのではなくて、いわゆる化繊等が対象かと思つておりましたが、これは私の見込み違いでございました。そこで今も御指摘の通り、私どもとすればせつかく工業技術院というものをやらせていただく、乏しい中から、これでも相当たくさん予算をいただいておりませうので、役所としては、工業技術院を中心として、先ほど申し上げたように、必ずしも工業技術院の技官の人だけではなくて、他のこの方面に明るい方の御協力を願つたり、あるいは民間に工業技術院を通じて補

助金を出すことによつて、最終の仕上げ、不燃性の検討を、いずれにしても早急にいたさなければ、とうてい根本的な解決はできないと思ひます。従つてこの面につきましても、特に勇気を新たにしたしまして、研究を進めたいと思ひます。

そのほか文化とともに進むような第二次、第三次的な技術面の検討、加工技術の向上というふうなことにございましては、とくと御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひます。私もたま／＼昨年の秋に、巡いたしたことが、通商省から行つております諸君が突によく働いておられますことも、ただいまおほめの言葉もいたさなければいけません。私も非常に感激したのであります。しかし一つには何と申し上げても過去においての空白が相当長かつただけに、いろいろとまだ至らない点もあると思ひます。これらの点は今申しましたようなことも加へまして、できるだけ早い機会に陣容を補強するなり、その他の措置を講じて参りたいと思ひます。

○吉岡政府委員 インドネシアの問題につきましてもお答え申し上げます。御承知のようにインドネシアといたしましては、従来先方の必需品でありますサロンの生地やキャンブリックにつきましても、政府の統制発注という形で注文をして来ておつたわけでございます。最近に至りまして糸類につきましても、同じような形の統制的な措置をとるようになっておるのであります。それでインドネシアに対しまして、昨年の途中においてすでに約六千万ドルの貸越しがあり、さらにその後本年に入りまして急激に増加いたして

して、一億数千万ドルの貸越しが残つておるのであります。それに対しましてインドネシア政府の手持ち外貨は非常に減少になつており、数千万ドルに減少しておるといふ事情でございませう。今回の措置は先方といたしましては外貨面の窮乏と、それに対して國內の製品価格の植上りを抑制するといふ趣旨のもとに出たものと了解しております。ただわが方といたしましては、御承知のように昨年度におきましては綿布のみで三億ドル輸出をしております。インドネシア全体に対する輸出額の約八割は織維製品で占めておられます。きわめて重要な市場でございませう。従つてこれに対してはむしろインドネシアからの輸入を極力促進いたしまして、いわゆる拡大均衡という形において処理をはかつて行きたい、こういう考えを持ちまして、インドネシアからの輸入については、特別の報償制度を先月初めからとつておりましたが、これによつて輸入の促進をはかつて参りたい、かように考えております。しかし同時に政府の統制ないしは一手買付等の関係上、わが方の輸出価格が競争の關係で不当にたたかれるようなことが起りますと、これは問題でございませうので、もしそういうおそれがある場合は、昨年パキスタンに対してとりましたような、わが方の売込みの態勢についても考えなければならぬ、かように考えております。しかし現在のところをたゞさうな状況には至つておらない、こう考えております。

なおいさ一点、特に織維關係において、仕上げ部門について今後特に力を入れる必要があるのじやないかというお話がございました。まつたくお話の

